

## 維新殉難者顕彰の地域社会史的研究

岩立 将史

近現代日本において、維新殉難者を顕彰する国家と地域社会には、いかなる相乗利用・効果があったのか。本稿は、この問いに答えるため、2つの地域社会を取り上げ、それぞれの地域で実施・継続される維新殉難者顕彰の実態を分析した。

分析対象とした地域の1つは、国家側が選抜して贈位などの顕彰行為が行なわれた殉難者とその関係地域で、もう1つは請願運動によって地域にゆかりのある殉難者の贈位が実現した地域社会とした。維新殉難者の顕彰をめぐる国家と地域社会の相乗利用・効果を論じるうえでは、前者は国家側のメリットや意図が反映されやすく、後者は運動の過程からそれを理解しやすいからである。

具体的には、水戸天狗党と赤報隊のそれぞれの関係地域を分析対象とした。水戸天狗党は、元治元（1864）年3月27日に常陸国の筑波山で挙兵し、水戸城周辺で幕府軍などと戦った後、京都を目指して西上するが、途中の越前国の敦賀郡松原村で処刑された浪士たちである。赤報隊は、慶応4（1868）年正月3日から始まった戊辰戦争に官軍先鋒隊として参加するが、信濃国の下諏訪で「偽官軍」として新政府軍側により処刑された尊王攘夷派志士たちだ。

分析する対象の時期は、近代国家の出発点となる明治維新时期から明治百年記念祝典が実施された昭和43（1968）年前後までとし、長期的視野の展望により維新殉難者を顕彰する国家と地域社会の相乗利用・効果を検討した。

第1部は、水戸天狗党の顕彰に関連する国策とそれを受け入れて実施する福井県敦賀市（天狗党終焉の地）の実態を明らかにした。

近代国家の顕彰政策として維新殉難者の靖国神社合祀と贈位が行なわれていたが、第1章では、明治期に天狗党が贈位されるまでの過程を論じた。

天狗党の贈位までの過程には、まず、敦賀町の寺院行寿院の峻山が天狗党の祭祀を目指した活動があった。峻山は、慶応3（1867）年3月に神祇伯の白川資訓から天狗党の神号「御霊大明神」と「霊代並御神名帳」の下付に成功し、明治8（1875）年1月には教部省などの許可を得て、天狗党を祭神とする松原神社を創立させた。その後、明治11年10月10日に北陸東海地方巡幸で天皇が敦賀町を訪れ、天狗党の祭料500円が滋賀県令籠手田安定に下賜された。これにより、松原神社の管理は国幣中社気比神宮に委託され、祭料の下賜を記念して例祭日は毎年10月10日と定められた。明治22（1889）年5月5日、天狗党を含

む旧水戸藩関係者 1460 人が靖国神社に合祀された。これは、茨城県が政府の求めに応じて管轄地域の合祀候補者を選び、知事名で靖国神社を管轄する内務省に出願し、同じく同社を管轄する陸軍省や海軍省での審査を経て実現したものである。合祀の出願資料をもとに贈位の候補者が選ばれ、明治 24 (1891) 年 12 月 17 日には総大将の武田耕雲斎らが贈位された。その後、天狗党で功績のあった者の贈位を目指し、耕雲斎の 5 男である武田猛を中心に贈位の請願が行なわれ、耕雲斎の長男武田彦右衛門らが明治 40 年 5 月 27 日に贈位されるのであった。

第 2 章では、国策や地域社会の動向、天狗党の呼称の変遷を分析し、松原神社例祭・記念祭の性格の変化を論じた。

天狗党の呼称については、『福井新聞』の松原神社例祭報道を手がかりとした。呼称の変遷を分析すると、大正 15 (1926) 年から「水戸烈士」という呼称が用いられるようになった。この前後の国策と地域社会の動向を検討すると、大正 12 (1923) 年 11 月 10 日に「国民精神作興ニ関スル詔書」が發布され、国体観念の教化が各地で実践されていた。また、大正 2 (1913) 年以降、松原神社近くの松原公園の観光地化が進んでいた。これらの社会的状況が結びつき、天狗党は国体観念の教化と観光の材料として位置づけられた。そのために、松原神社 60 年記念祭の報道で「水戸烈士」という呼称が用いられたのである。その後、「水戸烈士」という呼称は定着した。昭和 9 (1934) 年 10 月 10 日の松原神社 70 年記念祭には、水戸市会から 3 人の代表者が参列した。その背景には、歩兵第二連隊の松原神社参拝がきっかけとなって展開した松原神社昇格運動と、国民更生運動を実践しようとする水戸市会の意向があった。また、松原神社の祭典と同時に松原公園では敦賀三小学校連合体育大会と尚武会の招魂祭も開催された。地域の小学生が軍隊や戦争を身近に感じるような状況が生み出されていた。このようなことから、水戸天狗党は尊王精神の教化の材料と軍人及び軍国主義教育の精神的支柱となっていた。したがって、昭和九年段階の「水戸烈士」呼称と松原神社 70 年記念祭の性格は、教化と軍事的側面の両方の意味合いがあったとした。

第 3 章では、太平洋戦争下で「勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動」が全国的に展開する中で、大政翼賛会福井県支部が実施した顕彰運動の実態を明らかにした。

「勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動」は、大政翼賛会が提唱し、戦意高揚を目的として幕末期の尊王攘夷派志士などを顕彰する運動であった。福井県支部では「勤皇護国烈士先覚者顕彰史蹟巡歴錬成会」が開催された。錬成会は、太平洋戦争完遂のための「思想錬成」を目的に幕末の尊王攘夷派志士や南北朝期の南朝方武将などに関する県内の史蹟の巡検と現地での講演を行った。天狗党の墓地などの巡検や武田耕雲斎に関する講演も実施され、アメリカなどと戦う太平洋戦争下の国民として、幕末期に尊王攘夷を掲げて挙兵した水戸天狗党の精神を持つことの必要性が語られた。

第4章では、明治百年記念祝典にあわせた福井県の記念行事・事業と水戸烈士遺徳顕彰会の記念事業の実態を明らかにした。

明治百年記念祝典では、昭和43(1968)年10月23日に東京都千代田区北の丸公園の日本武道館で明治百年記念式典が挙行された。政府の記念行事は「講演会の開催」、「展示会、各種祭典の実施」、「慶祝顕彰行事の実施」、「記念切手の発行」が主要項目となって25の記念行事が計画・実施された。記念事業は「国土の緑化」、「歴史の保存、顕彰」、「青年の船」が柱となり、21の記念事業が行なわれた。福井県の記念行事・事業は、『福井国体協賛』明治百年記念展、「明治百年記念緑化行事」、「第23回国民体育大会」であった。昭和25(1950)年1月30日に発足した国土緑化推進委員会の緑化運動の継続に影響され、政府及び福井県は緑化事業を重視した。これをうけて松原神社を支える水戸烈士遺徳顕彰会は、昭和43年10月10日の例祭で植樹を行い、同月23日には「明治百年福井国体記念植樹碑」の除幕式を行った。例祭には、姉妹都市の水戸市や天狗党の子孫が多く暮らす常陸太田市から100人以上が参列し、両市長が天狗党の墓前に松の苗木を植樹した。また水戸市民から贈られた100本の梅の苗木も11月に植えられるのであった。

以上、第1部の分析により、明治期に靖国神社合祀と贈位をされた天狗党は、その後の国策にも活用されていったことが明らかとなった。

大正・昭和初期では、第一次世界大戦後に日本国内で社会主義思想が広がると、政府は国体観念を国民に浸透させる国民教化政策を実施した。天狗党は教化政策の中で教化の材料となっていった。太平洋戦争下の「勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動」においては、大政翼賛会福井県支部が実施した「勤皇護国烈士先覚者顕彰史蹟巡歴錬成会」の講演で国民の模範として扱われ、戦意高揚の材料となった。明治百年記念祝典では、天狗党を祭神とする松原神社例祭が、政府の方針である国土緑化事業を实践する場として活用された。

これらのことから、国家的に顕彰された維新殉難者は、その後の国策においても活用されていくことがわかる。中央政府にとっての維新殉難者の顕彰行為(靖国神社合祀・贈位)は、地域社会を掌握し、統治するための装置といえるであろう。

第 2 部では、赤報隊の国家的顕彰をめぐる同志や遺族などの個人や地域社会（終焉の地の下諏訪町）が展開した請願運動の実態を分析した。

第 5 章では、元赤報隊士らが行った幹部の慰霊に関する活動を検討した。

赤報隊幹部の慰霊は、相楽らが処刑された年の明治元（1868）年 12 月から官許の取得など準備が進められた。中心となったのは、元隊士の丸山久成であった。丸山は、まず、相楽と赤報隊の前身である糾合所屯集隊の隊士西山尚義の遺稿集出版及び墓の建立を目指した。官許と支援者を得た丸山は、明治 2 年 5 月に相楽と西山の遺稿集を刊行した。明治 3 年 3 月頃には、栃木に西山の墓が建立され、同年 6 月 18 日には下諏訪に赤報隊幹部の墓「魁塚」が建立された。明治 16（1883）年 12 月に岐阜県令小崎利準の名で西山に祭料が下賜され、明治 24（1891）年 11 月には西山を含む 1272 人の国事殉難者が靖国神社に合祀されると、丸山は相楽ら赤報隊幹部を靖国神社へ合祀することを目指した。明治 22 年 10 月と明治 26 年 7 月に長野県庁を通して相楽らの合祀を出願したが、実現することはなかった。

第 6 章では、赤報隊の血縁者と下諏訪町及びその周辺地域が展開した赤報隊幹部への贈位請願運動の実態を分析し、大正・昭和初期の贈位の審査過程と決定要因を考察した。

赤報隊幹部への贈位請願運動を開始したのは、赤報隊長相楽総三の孫の木村亀太郎であった。木村の活動に同隊監察の金原忠蔵の長男竹内義之助・金原の孫竹内健太郎、使番渋谷総司の又甥の渋谷貴重が加わり、さらに下諏訪町長大和仁平ら下諏訪町とその周辺地域の有力者が協力して地域社会の運動となった。木村らは大正 4（1915）年 10 月から遺族個人として贈位を請願し続けたが、すべて却下であった。そして、昭和 2（1927）年 11 月、血縁者及び下諏訪町とその周辺地域の有力者総勢 58 人の連署による請願書が長野県庁に提出された。長野県や内務省、内閣、認定官の審査を経て最終的に天皇によって裁可され、昭和 3 年 11 月 10 日に相楽総三に正五位、渋谷総司に従五位が贈位された。贈位の決定要因として、血縁者が個人的に請願していた段階では認められず、血縁者と下諏訪町・その周辺地域の有力者総勢 58 人による連署の段階で認められた。このことから、贈位決定要因は、地域社会の民意が反映されているかどうか判断材料となっていたと結論づけた。また、赤報隊の贈位には、国家と赤報隊関係者の和解的側面、および国民教化の側面が見受けられた。

第 7 章では、贈位が地域社会に与える影響について、贈位前後の赤報隊の慰霊祭「相楽祭」の祭祀組織を分析対象として考察した。

相楽祭は、明治 3（1870）年 6 月 18 日の魁塚の除幕式兼招魂祭が源流となっている。明治期に途絶えた相楽祭は、大正 5（1916）年 4 月 3 日に相楽総三の孫の木村亀太郎や下諏訪町の有志によって復活する。相楽らの 50 年忌の大正 7 年 4 月 3 日には、下諏訪町第三区が相楽祭を主催するようになった。大正 11 年になると、第 3 区の区費と 75 の個人と企業からの寄付金で運営された。この時、75 の個人と企業からなる祭祀組織が形成されていた。相楽らが贈位された後の昭和 4 年 4 月 3 日の相楽祭は、414 の個人と企業から寄付金が集

まった。この時の祭祀組織は 414 の個人と企業からなり、贈位によって組織が格段に発展するのであった。これらのことから、贈位には、こうした地域社会の変化をもたらす影響力があったと考察した。

第 8 章では、赤報隊監察の金原忠蔵が顕彰されるまでの過程について論じた。

金原の慰霊や顕彰は、明治 3 (1870) 年 6 月 18 日に除幕された魁塚の傍らに「招魂之碑」が建立され、祝詞の奏上などが行われてきた。明治 32 (1899) 年 5 月 5 日には、金原の長男である竹内義之助らが千葉県庁に金原の靖国神社合祀を出願したが、実現しなかった。合祀の代わりに、明治 45 (1912) 年 2 月に竹内家菩提寺の小金東漸寺に「竹内隆郷墓標」が建立された。大正 4 (1915) 年 10 月以降、金原忠蔵の長男の竹内義之助と金原の孫の竹内健太郎は、木村亀太郎らと共に贈位の請願運動を展開したが、金原が贈位されることはなかった。昭和 3 年 11 月 10 日に贈位が決定した相楽らと金原とでは、死因が異なるために国家による贈位の論理が異なっていたのであった。金原の顕彰は、「勤皇護国ノ烈士、先覚者顕彰運動」が全国的に展開する昭和 18 年 3 月からであった。同運動の実施要綱を実行するかのように、金原の戦没地である軽井沢町では金原の首塚の調査が行われ、9 月 6 日には慰霊祭と講演会が行われるのであった。

第 9 章では、明治百年記念祝典前後に展開した赤報隊長相楽総三妻照子の顕彰運動の実態と運動推進者の行動理念を明らかにした。

照子の顕彰運動は、福島県会津若松市の羽黒山神社講師の皆川勝彦と同神社宮司の土橋正典が中心となり、昭和 42 (1967) 年 4 月から開始された。皆川らは、照子を含めた維新殉難者の贈位と靖国神社合祀を目指していた。これには、相楽夫妻の孫角川隆平や会津若松市選出の衆議院議員八田貞義、神社本庁事務総長の阿部信、靖国神社権宮司の池田良八らが協力した。照子の贈位請願は昭和 42 年 9 月に八田を通して総理府に行われ、合祀は同じ年に出願された。しかし、いずれも実現することはなかった。その理由として、贈位は、明治百年記念祝典においてイデオロギー対立を引き起こす恐れがあるという政府の判断や、近代の贈位の審査基準である地域社会の協力、つまり赤報隊終焉の地の下諏訪町や赤報隊を顕彰する相楽会の支援を皆川らは得られていなかったことがあげられる。靖国神社合祀は、日中戦争以降の戦没者の合祀が優先されたことや、皆川らが相楽らの眠る長野県の神社庁と連携できていなかったことがその原因であると考えられた。皆川らの行動理念は、高度経済成長期における「物質文化至上」主義に対する危機感や、明治百年記念祝典と靖国神社国家護持の議論に便乗して、衰退する神社神道界を興隆させようとする意図があった。こうした顕彰運動推進者の理念から、この維新殉難者顕彰運動は、神社神道界を興隆させるための一環だったと位置づけた。

以上、第 2 部の分析により顕彰運動推進者の行動理念と贈位前後の地域社会の変化が明らかとなった。

顕彰運動推進者の行動理念としては、明治期に運動した元隊士の丸山久成や大正・昭和初期に運動した隊長の相楽総三の孫木村亀太郎、監察の金原忠蔵の長男竹内義之助、使番の渋谷総司の又甥渋谷貴重らは、同志や家族・親族の名誉回復の望みから顕彰運動を進めていた。明治百年記念祝典前後で運動した羽黒山神社講師の皆川勝彦らは、神社神道界の興隆の一環として顕彰運動を行った。このように運動推進者の理念は個人的な願望であり、維新殉難者の国家的顕彰行為（靖国神社合祀・贈位）は、その願望を満足させるものであった。

贈位前後の地域社会の変化については、赤報隊の終焉の地である長野県の下諏訪町では、相楽らの贈位を受けて、恐慌下にもかかわらず、相楽祭を支える祭祀組織や祭典の規模が贈位後に飛躍的に発展した。相楽らの贈位は、地域社会を盛り上げ、かつ結束するきっかけとなった。地域社会はこのような変化を期待して遺族らの顕彰運動を支援したのであった。

これらのことから、個人・地域社会が維新殉難者の国家的顕彰を求めて請願運動を行ったのは、靖国神社合祀や贈位には個人・地域社会を満足させる社会的ステータスがあったからであるといえる。

第 1 部と第 2 部の検討の結果、国家側にとって維新殉難者の贈位は、贈位後に地域社会を国策に動員したり、近代天皇制的価値観を地域社会に浸透・永続させたりする装置であった。それは、天皇権威を背景に政権を握り続けようとする政府の思惑でもある。

一方で、地域社会側は、地域社会の結束、他地域の人々との交流、観光誘致を行ううえで、そのすべてを促進させる象徴が必要であった。それが贈位を受けて天皇権威をまとう維新殉難者なのである。そのために、贈位請願運動が展開していた。

このように、近代天皇制的価値をまとう維新殉難者を媒体として、国家と地域社会には相乗利用・効果があったものと結論付けた。こうした近代の名残は、明治維新から 100 年たった明治百年記念祝典でも見受けられ、維新殉難者の祭礼が国土緑化の機会になったり、維新殉難者の顕彰運動が展開したりしたのではないかと考えた。